

## 調達手続きの適正な実施に関する執務要領

調達・派遣業務部長

本執務要領は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）の規定を踏まえ、契約事取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第10条の規定に基づき、調達手続きの適正な実施について、必要な事項を定めるものです。

なお、本通知は2021年4月1日から施行することとし、本通知の施行に伴い、「調達手続きの適正な実施に関する執務要領」（2019年5月16日付執務要領(PR)第5-16001号）は、廃止します。

### （本執務要領の対象手続き）

第1条 本執務要領が対象とする調達手続きは、独立行政法人国際協力機構会計規程（平成18年規程(経)第3号）に規定される契約に係る調達実施方針の策定、競争関連書類（公示・公告や入札説明書等）の作成、競争参加資格の審査、予定価格の作成、競争の実施等の手続き（競争を経ず、特定の相手先と随意契約する場合を含む。）とする。

### （職員の責務）

第2条 役職員（名称の如何を問わず機構内で業務に従事する者を含む。以下同じ。）は、調達手続きの実施に当たっては、国民の疑惑を招くことのないよう、機構の調達手続きにかかる内部規程等の理解に努めるとともに、その透明性、公平性及び公正性の確保に十分留意するものとする。

### （調達・派遣業務部職員の責務）

第3条 調達・派遣業務部職員（名称の如何を問わず機構調達・派遣業務部内で業務に従事する者を含む。）は、その職責の重要性を自覚し、他の役職員の範となるよう自らを律し、前条に規定する役職員が、その責務が果たせるよう、適正な調達手続きの確保に努めなければならない。

### （秘密の保持）

第4条 役職員は、調達手続きに関して職務上知り得た秘密を保持しなければならない。

2 前項に定める職務上知り得た秘密には、次のものが含まれる。

（1）調達実施方針（契約方法、公示・公告の時期、契約充当可能額等。決裁前の情報を含む。）

- (2) 公示・公告前の競争関連書類（公示・公告や入札説明書等。競争の条件や方法、仕様書等競争に付する事項、契約条件等を含む。）
- (3) 競争参加資格申請者等の競争参加者に関する情報
- (4) 予定価格（その算定根拠又は参照した情報を含む。）
- (5) 技術提案書や見積書等、競争参加者から提出を受けた情報
- (6) 前各号のほか、情報漏洩により特定の者を競争上有利にし、又は競争参加者の権利を害する可能性のある情報

（受注者に関する意向の表明）

第5条 役職員は、特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆してはならない。

（特定の者に対する便宜の供与）

第6条 役職員は、調達手続きにおいて、特定の者を競争上有利にするような行為をしてはならない。

（事業者との応接方法）

第7条 役職員は、競争参加の可能性がある事業者と接するときは、公平かつ適正に対応し、一部の事業者が有利又は不利となるように取り扱ってはならない。

2 役職員は、事業者との応接に当たっては、適切な場所において、複数の役職員で対応する等、国民の疑惑や不信を招くことのないようにするものとする。

（第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応）

第8条 役職員は、勤務時間の内外を問わず、次の各号に該当する第三者（競争に直接参加する意思を持つ事業者に限らない。また、機構の役職員を含むものとする。）からの不当な働きかけ（対面、郵送、電話、ファクシミリ、電子メール等の手段を問わない。）を受けたときは、当該働きかけを拒否し、また、その内容を記録・公表する旨を当該第三者に対して伝えなければならない。

- (1) 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- (2) 指名競争において自らを指名すること又は他社を指名しないことの依頼
- (3) 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- (4) 第4条に規定する秘密情報の提供依頼

2 役職員は、前項の不当な働きかけを受けた場合は、当該内容を記録し、速やかに調達・派遣業務部長に対し報告するものとする。

（特命随意契約等への準用）

第9条 特命随意契約又は参加意思確認公募の契約手続きにおいて、役職員は、本執務要領の趣旨及び以下の各号の留意点を踏まえ、適切な対応を行わなければならない。

- (1) 特命随意契約においては特定者を契約交渉相手先として確定するまで、また参加意思確認公募においては公募期間が終了し特定者を契約交渉相手先とすることが確定するまで、契約業務内容等の詳細を提示し、または提示を受けてはならない。
- (2) 契約交渉に際して、予定価格を提示してはならない。

以上